

高松市病院局告示第 6 号

公 告

建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件（平成 23 年高松市病院局告示第 5 号）の一部を次のように改正します。この公告による改正後の建設工事公告における用語の定義、入札後審査型制限付き一般競争入札についての基本事項を定める件の規定は、平成 24 年 8 月 1 日（12（19）に係る部分は、同年 9 月 1 日）以後に入札手続を開始する建設工事について適用し、同日前に入札手続を開始した建設工事については、なお従前の例によるものとします。

平成 24 年 8 月 1 日

高松市病院事業管理者 塩 谷 泰 一

4（4）イ中「及び（イ）」を「から（ウ）まで」に改め、4（4）イに次のように加える。

（ウ） 配置予定技術者

4（6）イ中「10 点」を「5 点」に改める。

6、7（3）及び 8（3）中「契約監理課ホームページで」を削る。

12（6）ウ中「14（1）ウ」を「14（1）エ」に改め、12（6）ウ（ア）及び（イ）中「14（1）オ」を「14（1）カ」に改め、12（14）イ（ウ）中「高松市上下水道局が」の次に「平成 24 年 3 月 31 日までに」を加え、12（15）イ中「高松市指名停止等措置要綱（平成元年高松市庁達第 2 号）」を「高松市指名停止等措置要綱（平成 24 年高松市告示第 403 号）」に改め、12（15）ク中「高松市上下水道局が」の次に「平成 24 年 3 月 31 日までに」を加え、12 に次のように加える。

（19） 「工事成績の評定に係る資格」の細項目において「過去 2 年間に同業種で 2 件以上有する場合は、その平均が 65 点未満でないこと」とは、高松市発注の同業種工事（建設業法の 28 業種区分による。）の工事成績評定点（しゅん工検査に合格した日が当該建設工事公告の日以前 2 年以内のものに限る。）を 2 件以上有する場合は、それらの平均が 65 点未満でない者でなければならないことをいう。

13（2）ア中「午後 4 時」を「午後 5 時」に改め、13（2）イ中「財務部」を「財政局」に改め、13（3）を次のように改める。

（3） 「設計図書等の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード」とは、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して、設計図書等を閲覧すること、及び設計図書等の電子ファイルのダウンロードをすることをいう。

13（4）イ中「財務部」を「財政局」に改め、13（5）前段を次のように改める。

「提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面の電子入札システム利用による閲覧及びダウンロード」とは、電子入札システムを利用して、（4）により提出された質問及びこれに対する回答を記載した書面を閲覧すること、及び当該書面の電子フ

ファイルのダウンロードをすることをいう。

13(5)ア及びイを削り、13に次のように加える。

(6) 「かがわ電子入札システム稼働時間中」とは、表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に(3)及び(5)による閲覧及びダウンロードをすることができることをいう。

14(1)オ中「ウ(イ)」を「エ(イ)」に改め、14(1)オを14(1)カとし、14(1)エ中「ウ(ア)」を「エ(ア)」に改め、14(1)エを14(1)オとし、14(1)ウを14(1)エとし、14(1)中「(2)に規定する」を削り、14(1)イを14(1)ウとし、14(1)アの次に次のように加える。

イ 「入札書の提出期間」の細項目において「かがわ電子入札システム稼働時間中(紙入札での参加の場合は別途)」とは、当該細項目において表示された期間内において、電子入札システムの稼働時間中に入札書等を提出することができるが、紙入札での参加の場合はこの公告及び高松市病院局電子入札(工事・コンサル)運用基準(平成23年4月8日施行)の定めるところにより入札書等を提出することができることをいう。

14(2)中「かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)」を「電子入札システム」に、「13(5)ア及びイ」を「13(2)ア及びイ」に改め、14(9)イ中「及び(エ)」を「及び(ウ)」に改め、14(13)中「(1)ウからオまで」を「(1)エからカまで」に改める。

15(1)中「財務部」を「財政局」に改め、15(2)イに次のように加える。

(オ) 12(19)に規定する工事成績の評定に係る要件を付した場合にあっては、当該要件

17(2)中「14(1)エ」を「14(1)オ」に、「及びオ」を「及びカ」に改め、17(3)中「午後4時」を「午後5時」に、「14(1)エ」を「14(1)オ」に、「及びオ」を「及びカ」に、「財務部」を「財政局」に改め、17(4)中「14(1)ウ」を「14(1)エ」に、「14(1)エ」を「14(1)オ」に、「及びオ」を「及びカ」に改め、17(4)中「認められなかった場合」の次に「(落札候補者から(5)の書面の提出がなかった場合を含む。)」を加え、17中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 確認資料及び追加資料の記載内容が入札参加資格を満たすか否かの主張が病院局と落札候補者との間で異なる場合においては、管理者は、落札候補者に対し、病院局の主張理由を添え期限を定めて落札候補者の主張理由を書面で提出することを書面で依頼するものとし、落札候補者が提出した書面により入札参加資格を満たすか否かの審査をするものとする。この場合、管理者及び落札候補者のそれぞれの主張理由を記載した書面は、契約監理課ホームページで公表するものとする。

19を次のように改める。

19 苦情の申立て等

17(4)の審査により入札参加資格がないと認められた者及び総合評価落札方式による入札において落札者とならなかった者の苦情及び再苦情の申立てに関しては、高松市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領（平成24年6月1日施行）の定めるところによる。

21中「14(1)ウ(ア)」を「14(1)エ(ア)」に改める。

23(3)ただし書中「建設工事公告」を「高松市病院局電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成23年4月8日施行）又は建設工事公告」に改め、23(12)中「財務部」を「財政局」に改め、23(12)を23(13)とし、23(7)から23(11)までを23(8)から23(12)までとし、23(6)中「高松市病院局電子入札（工事・コンサル）運用基準（平成23年4月8日施行）」を「高松市病院局電子入札（工事・コンサル）運用基準、高松市病院局工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に係る苦情処理手続要領、高松市指名停止等措置要綱、高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準（平成24年高松市告示第404号）」に改め、「(11)」を「(12)」に改め、23(6)を23(7)とし、23(5)の次に次のように加える。

(6) 次のいずれかに該当する場合には、不正又は不誠実な行為（入札の秩序を乱す行為）として高松市指名停止等措置要綱の規定を適用し、必要な措置を講ずるものとする。

ア 落札候補者となったにもかかわらず、17(3)による追加資料の提出をしないとき。

イ 落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に17(4)の審査において入札参加資格が認められなかったとき。

ウ 17(5)の書面による手続に至る前に、落札候補者が確認資料又は追加資料の錯誤、内容の誤り等による入札の無効を認めたとき。

エ 17(5)による管理者の依頼に対し落札候補者が主張理由についての書面を提出しなかったとき。

オ 17(4)の審査において施工実績等の要件に係る入札参加資格が認められなかった場合において、当該工事を施工する者に通常求められる技能及び知識の水準に照らし落札候補者の説明が妥当性を欠いているとき。

別表第1に備考及び注意として次のように加える。

備考 施工実績として提出しようとする工事を受注した際、その発注機関が当時の法人税法別表第1又は建設業法施行規則第18条に規定する法人に該当する場合は、当該発注機関は、この表に掲げられている機関とみなす。

注意 この表に掲げられている機関（以下「対象機関」という。）以外の機関（以下「対象外機関」という。）における工事契約に関する事務を対象機関の職員が実

質的に執行していたとしても、当該対象外機関は、当該対象機関とはみなさない。

別表第2 総合評価Bの項中 「・企業の社会性等申告書」 を 「・施工実績・技術者申告書
・企業の社会性等申告書」 に改め、同表備考2中「14(1)オ(ア)」を「14(1)カ(ア)」に、「14(1)オ(ウ)」を「14(1)カ(ウ)」に改める。